

IV 景観形成基準のポイント解説

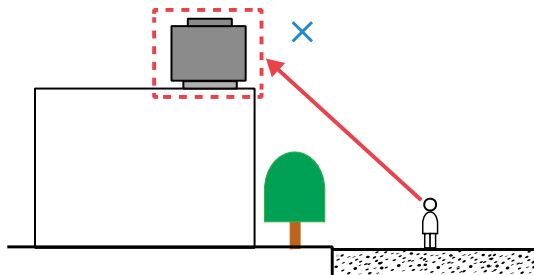
2) 形態・意匠

【基準の内容】⑥屋外設備は配置の工夫や遮へいなど、できる限り通りから目立たないようにする。 地区区分

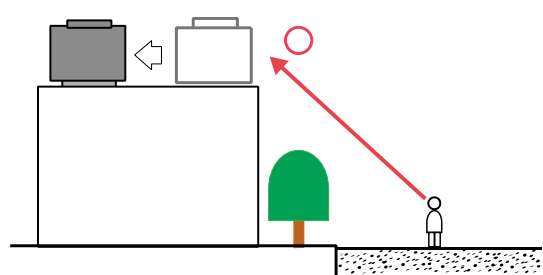
すべて

ポイント⑦：屋外・屋上設備は、露出しないようにしましょう。やむを得ず露出させる場合は、公共空間から見えにくい配置、または建築物と一体的にデザインするなどの工夫を行いましょう。

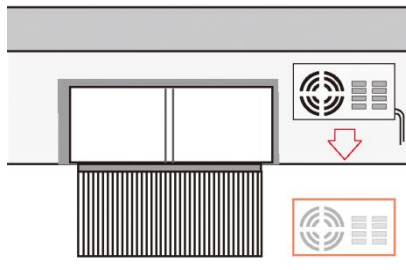
【避けるべき例】



【望ましい例】

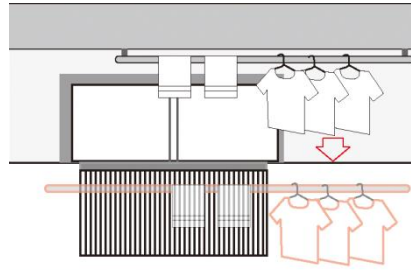


■ 室外機の配慮



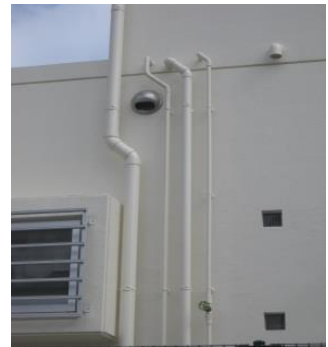
やむを得ず目立つ場所に配置する場合は、室外機を周囲から見えにくい位置に設置しましょう。

■ 物干しの配慮



物干しを手すり型とするなど、周囲から見えにくい位置に設置しましょう。

■ 屋外配管の配慮



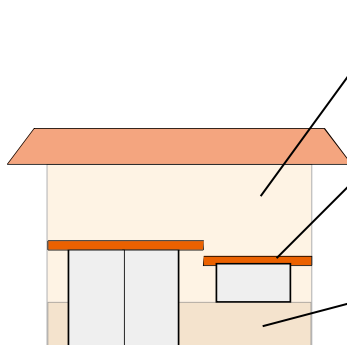
屋外の配管を目立たないように壁面の色と一体化しましょう。

3) 色彩

【基準の内容】

- ①建築物の外壁は、原色系の派手な色彩は使用せずに、落ち着いた色彩(有彩色 明度 8 以上、彩度 2 以下／無彩色 (黒N) 明度 3 以上)を基調とする。
- ②但し、着色していない木材などの自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部についてアクセント的に用いる色彩を除く。

ポイント②：「基調とする」とは、その壁面等の中心となる色です。基調色以外では、低明度の補助色や高彩度のアクセント色を決められた範囲内で使用することができます。



● 「基調色」(ベースカラー)

全体面積の大部分(70%程度)を占める色のことをいいます。この基調色は、建築物全体のイメージを支配します。単色の場合は基調色(ベースカラー)のみとなります。

● 「強調色」(アクセントカラー)

全体面積の5%程度の小さな面積で使用する色のことをいいます。建築物全体を引き締めたり、きわ立たせたり、全体のバランスを強調したりします。視線を集中させたり、装飾効果もあります。

● 「補調色」(サブカラー)

全体面積の25~30%程度を占める色のことをいいます。基調色を引き立てたり、建築物を引き立てたりして、変化や特徴をつける色のことです。

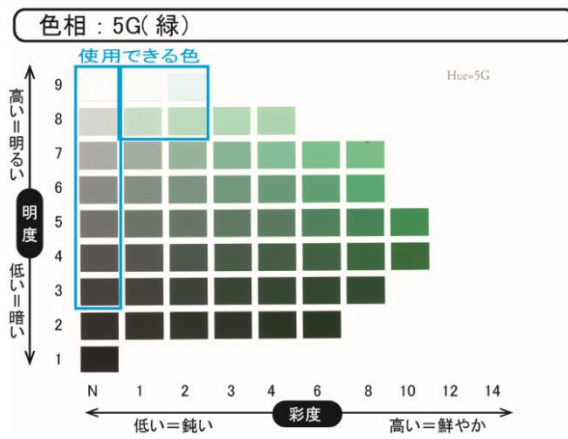
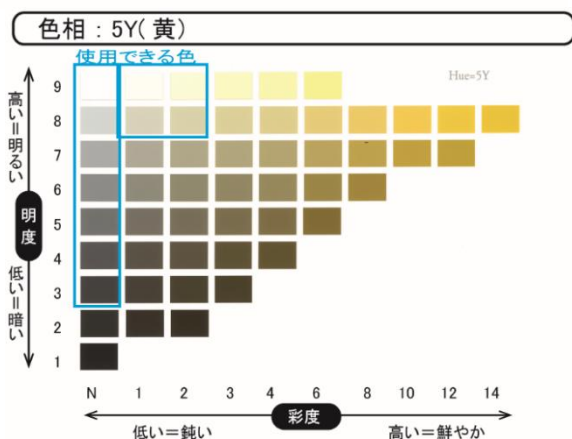
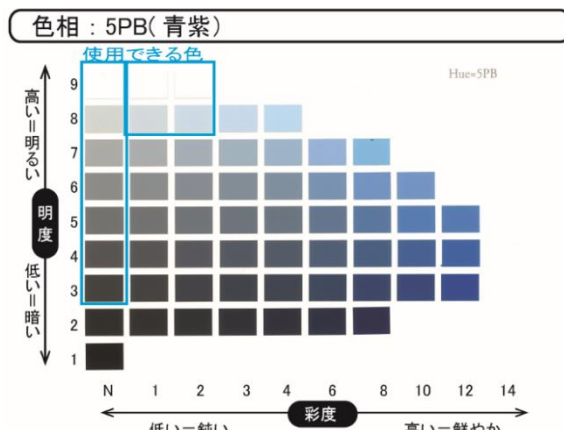
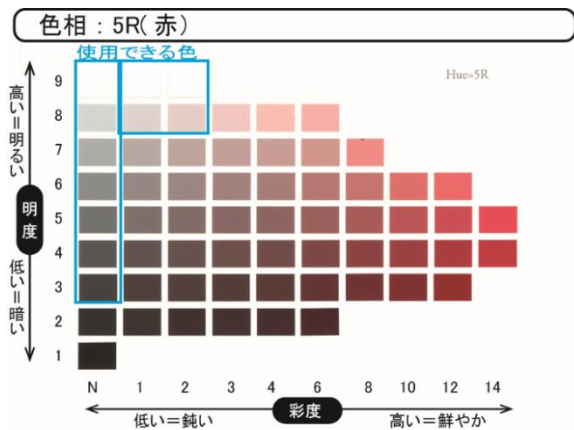
IV 景観形成基準のポイント解説

3) 色彩

ポイント③: 落ち着いた色彩とは、有彩色 明度 8 以上、彩度 2 以下、無彩色 (黒N) 明度 3 以上のことです。

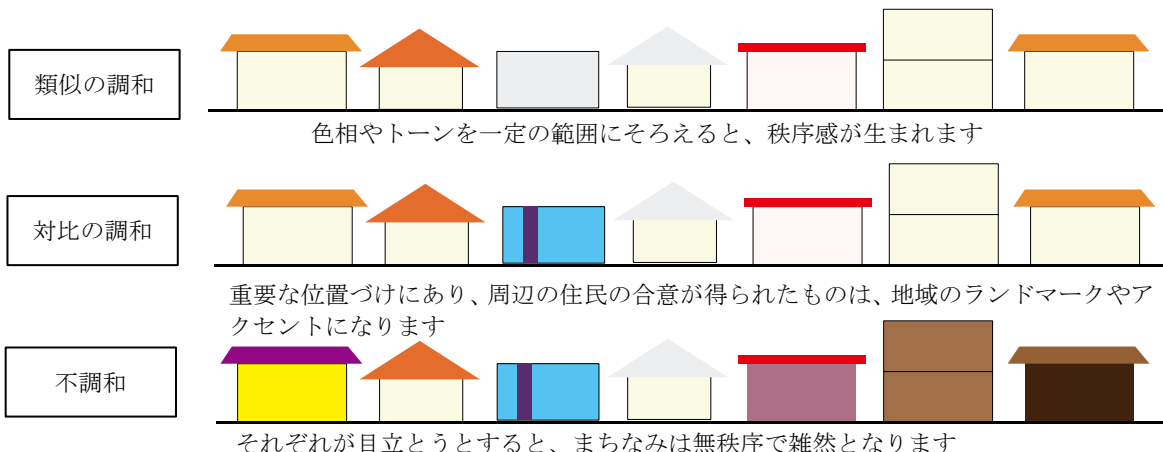
「基調色」(ベースカラー)または「補調色」(サブカラー)は、有彩色で淡い色彩、無彩色では真っ黒以外の色彩を使用することとなります。

強調色(アクセントカラー)については、色彩の制限はありませんが、壁面全体の 5%以下にしましょう。



○建築物や工作物等の人工物の色彩は、ファッションやインテリアなどの色彩とはことなり、周辺に与える影響を十分に配慮する必要があります。

○地域の景観に配慮した色彩では、まちなみを全体としてみた場合、「類似の調和」が基本となります。類似性のある明度や彩度の色彩を使用する等の工夫により、地域の景観にとけ込むようにしましょう。



IV 景観形成基準のポイント解説

3) 色彩

【基準の内容】

地区区分

すべて

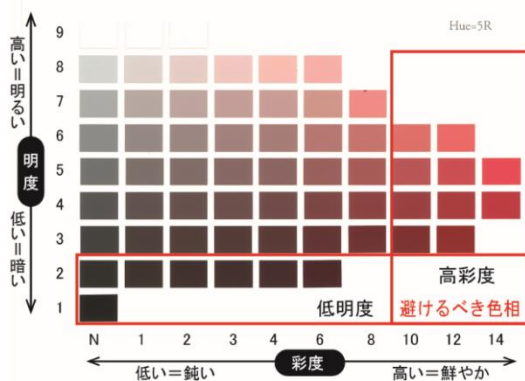
③建築物の屋根や工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮する。

ポイント④:「低明度」とは、暗すぎて閉鎖的な色であり、「明度 2 以下」とします。

「高彩度」※とは、派手でけばけばしい色であり、彩度幅を3段階に分け、高い方の概ね1/3を「高彩度」と呼ぶものとします。

※彩度の最大数値(最高彩度)は色相によって異なるため、一概に「低彩度」と「高彩度」を数値によって表現するのは困難なため、高い方の概ね 1/3 としています。

色相：5R(赤)

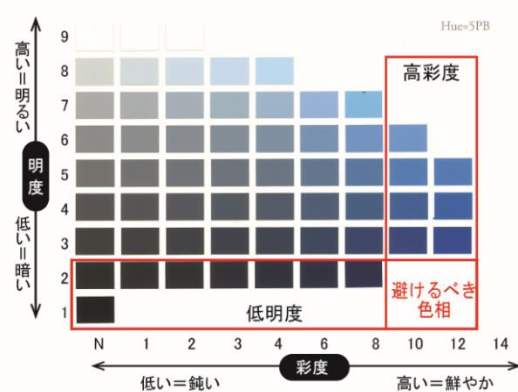


【避けるべき例】



派手でけばけばしい色（塀や屋根）は、突出して目立ち、まちなみは無秩序で雑然とするため、派手でけばけばしい色の使用は避けましょう。

色相：5PB(青紫)



【望ましい例】



セメント瓦に朱色と白色をペイントした屋根は遠景・中景で赤瓦屋根に見えます

4) 緑化

【基準の内容】

地区区分

すべて

①敷地内の緑化は敷地内の 20% 以上に緑地を設け、それらを間口の 1/3 以上に配置する。

ポイント①: 緑化率 = 緑化面積 / 敷地面積 × 100%、緑化面積は樹木や芝などの緑で被われている水平投影面積で、水平投影が重複する部分は重複して面積を計上することはできません。

ポイント②: 緑化にあたっては、地域の植生と調和した種類や、道路等の公共空間から見える場所を選定しましょう。

IV 景観形成基準のポイント解説

4) 緑化

【基準の内容】

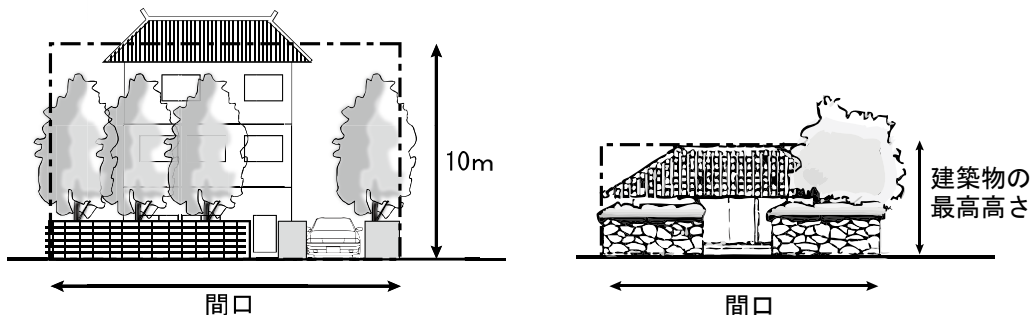
地区区分

すべて

②緑化は、道路に面する部分の緑視率※1 を 10%以上とする。但し、伝統的な石垣等※2 の場合、緑化面積とみなすことができる。但し、小さな敷地はこの限りでない。

ポイント③: 緑視率＝緑視面積／道路側の立面積(間口×高さ(最大 10m))×100%、敷地の道路側立面に対する植栽の立面積の割合で示します。

緑視率＝緑視面積の合計A／道路側の立面積(間口W×高さH(最大 10m))



ポイント④: 「伝統的な石垣等」とは、集落内に残る昔ながら石積みの屋敷囲い(野面積み、相方積み、布積み)のことであり、緑化面積や緑視面積とみなすことができます。

【基準の内容】⑤フクギ等の屋敷林の高さは 10m以下を奨励する。

地区区分

すべて

ポイント⑦: フクギ等の屋敷林が大きくなりすぎると強風等で倒木し、家屋や電線、道路等に被害を与えることが懸念されます。また、日当たりが悪くなる等、住環境をよくするためにも、フクギ等の屋敷林の高さは 10m以下を奨励しています。

【基準の内容】⑦ブロック等の人工物を設置する場合は、塀の高さは敷地地盤面から 1.2m

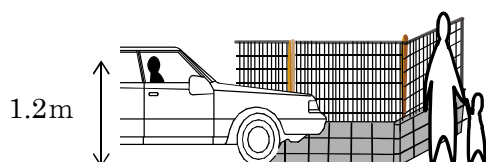
地区区分

すべて

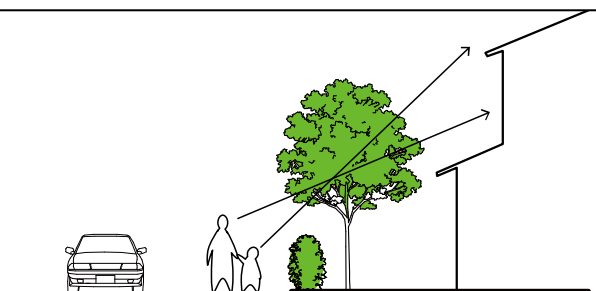
以下とし、緑化や石張り等の修景を推奨する。

ポイント⑨: 安全面や景観面を考慮し、ブロック塀等の高さ(1.2m以下)を抑えましょう。

ポイント⑩: 道路側に樹木等を配置することで、道路空間にうるおいを与えるだけでなく、建物への圧迫感の軽減やプライバシーの確保にもつながります。



ブロック塀等の高さを 60cm以下に低くすると見通しがよくなります。



IV 景観形成基準のポイント解説

5) トウジ・その他

【基準の内容】①敷地内に良好なトウジがある場合は保全・活用する。

地区区分

すべて

ポイント①:トウジは本村の文化遺産です。定期的に水を溜める等、活用しないと、亀裂が入り、壊れてしまいます。ボウフラ対策等の衛生面に留意しながら、庭木等の水やり打ち水、散水等として活用し、貴重なトウジを保全・活用しましょう。



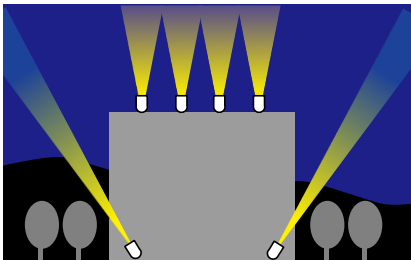
【基準の内容】②地域の夜間等の風景を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

地区区分

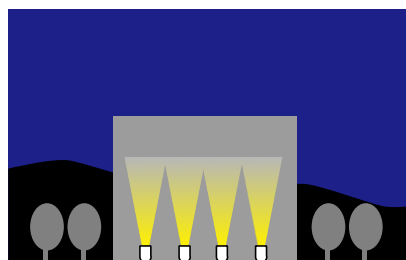
すべて

ポイント②:周囲の自然環境や生態系に影響を与えないために、点滅や動光を伴う照明、光が拡散しやすい灯具、サーチライトなどを避け、必要最小限の光の量となるように工夫しましょう。ただし、法令で定められている点滅照明、一時的な祭りやイベント時に供される演出や防犯等で必要な照明については、除外します。

【避けるべき例】



【望ましい例】



照明が低い位置に設置され、光の散乱を防ぎ、星空を眺めることができます。
(渡名喜村)

(2) 工作物

【基準の内容】⑧工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮することとする。

地区区分

すべて

ポイント⑧:大きな工作物の背景が空となる場合は、青空でなく、曇りの空を背景に考えましょう。

【避けるべき例】



彩度が高い色彩のため、構造物が目立っています。(他市町村)

【望ましい例】



構造物は背景の空に配慮しているため、目立たない色調となっており、丘陵地の緑が主役となっています。(他市町村)

IV 景観形成基準のポイント解説

(3) 開発行為

【基準の内容】①できる限り行為前の地形を活かしたものとする。

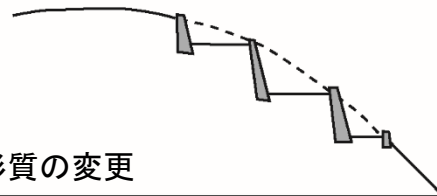
地区区分

すべて

②擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化するなどの工夫を行うこととする。

ポイント①: できる限り現況の地形を活かし、長大な
のり面又は擁壁が生じないように擁壁・
のり面を分節化し、緑化しましょう。

【望ましい例】



(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

【基準の内容】②土石の採取や鉱物の掘採にあたっては、周辺や主要な視点場から目立たないよう、植栽や修景された塀等で遮へいする。

地区区分

すべて

ポイント⑥: 道路、公園等の公共の場所から見通しに
くい行為地を選定することや、行為が目
立ちにくいように工夫しましょう。

【望ましい例】



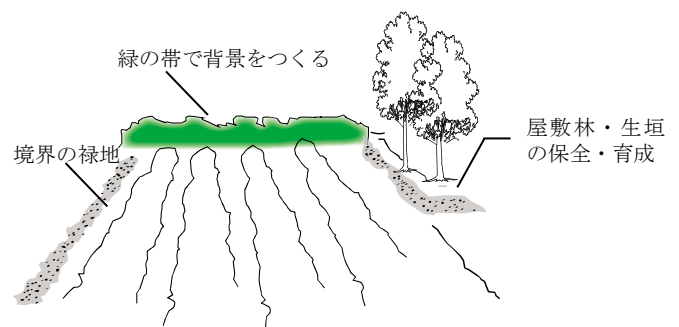
(5) 木竹の伐採

【基準の内容】②伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地はできる限り目立たないよう、植栽や修景された塀等で遮へいするものとする。

地区区分

すべて

ポイント⑪: 海への赤土の流出防止等のためにも、伐
採後は裸地面をつくらぬよう植林や被
覆に努めましょう。また、伐採跡地はでき
る限り、道路等の公共の場所から見えな
いようにしましょう。



(6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

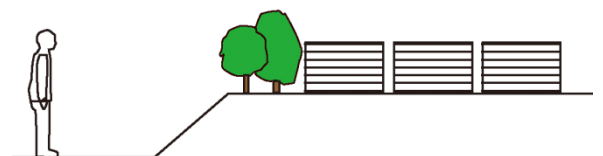
【基準の内容】①周辺や主要な視点場からできる限り目立たない位置で行い、植栽や修景された塀等で遮へいするものとする。

地区区分

すべて

ポイント⑫: 公共の場所から遠ざけたり、集積や貯蔵を
小規模に分けるなどの道路、公園等の公
共の場所から目立たないように配慮しまし
ょう。

【望ましい例】



お問い合わせ先

粟国村役場 経済課
〒901-3702 沖縄県島尻郡粟国村字東 367 番地
電話 098-988-2033 F A X 098-988-2464